

ネットワーク通信



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

- ◆ 令和6年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式及び第1回研修会
- ◆ 令和5年度の障害を理由とする差別の相談状況について
- ◆ 県政出張講座

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

No52
2024.5.29

令和6年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式及び第1回研修会

令和6年5月9日（木）に、令和6年度の障害者差別地域相談員の委嘱状交付式と第1回研修会が、山梨県庁防災新館において行われました。ご多用の中多くの相談員の方にご出席いただきました。

障害者差別地域相談員は、各市町村に配置され、障害者への差別や合理的配慮の提供に関する相談に、身近な立場から関わり、支援を行っております。

委嘱状交付式では、県福祉保健部長より、代表の方に委嘱状が手渡されました。今年度も全市町村から推薦された41名の方々に地域相談員をお願いしました。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日となります。1年間どうぞよろしくお願いいたします。（詳細につきましては右記事をご覧ください。）

委嘱状交付式の後に行われた第1回研修会では、山梨大学教授で山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議会長を務める吉井勘人氏より、「障害と合理的配慮について～知的障害・発達障害を中心に～」と題して講演が行われました。障害とは何か、合理的配慮とは何か、知的障害、発達障害者・児への配慮のポイントなどが話されました。令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されました。障害者差別地域相談員の今後の相談業務に際して、有益なものとなりました。

令和6年度は、全市町村から41人の地域相談員のご推薦をいただきました。

地域相談員の業務は、設置要綱で次のように定められています。（条例とは「山梨県障害者幸住条例」）

(1) 条例第32条第1項に規定する特定相談に一次窓口として応じ、次の措置を講ずること。

ア 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

イ 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。

(2) 前項の措置を講じても、関係者の調整がつかない場合、条例第34条第2項に規定する障害者差別解消推進員につなぎ、協力して関係者相互の調整を図ること。

本年度の各市町村の配置体制の状況を紹介します。

➤ 27市町村の地域相談員配置状況

□ 複数配置の市町村 15

単独配置の市町村 12

（昨年度と同様の比率となっています。）

□ 複数配置15市町村のうち、市町村障害福祉担当課職員（以下、担当課職員）と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村 11

➤ 地域相談員の構成

○担当課職員 25人

○市町村等相談支援センター相談員 7人

○身体・知的障害者相談員・施設長等 9人

（内 新規地域相談員10人）

本年度も、信頼される相談体制の構築と引き続きの周知、地域相談員と担当課職員との連携、相談員連絡会などの開催に取り組んでいただき、情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。

地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP]→[医療・健康・福祉]→[相談窓口]
→[障害者]→[障害者差別地域相談員]



福祉保健部長より代表者へ委嘱状の交付



第1回研修会の様子 右は吉井先生

困ったことがあったら、電話してください。



「令和5年度の障害を理由とする差別の相談状況について」

昨年度、障害を理由とする差別の相談件数は16件。そのうち、不当な差別の訴えに関わる相談は4件、合理的配慮の提供に関わる相談は12件で、昨年と比べ、微増しました。改正障害者差別解消法が4月1日から施行されましたが、合理的配慮の提供に関する関心が強くなってきています。

相談件数の推移

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計(8年間)
障害者差別に該当する相談件数		43件	54件	64件	52件	71件	33件	12件	16件	345件
区分別	不当な差別の訴え	22件	24件	22件	22件	25件	12件	5件	4件	136件
	合理的配慮の提供要望	21件	30件	42件	30件	46件	21件	7件	12件	209件

令和5年度につきましては、令和4年度に比べ相談件数は若干増加しました。新型コロナウイルス感染症が5類相当となったことで、外との関わりが増えてきたことが要因として考えられますが、コロナ以前の生活を完全に取り戻すところまではいっていないかもしれません。

R5年度 相談分野別件数

※上記の相談16件にあたらぬその他の相談内容も含まれます。

相談分野	件数	相談分野	件数	相談分野	件数
公共交通	12件	医療	2件	不動産	0件
サービス	8件	教育	1件	不明	0件
福祉	4件	その他	1件		
行政	3件	労働	0件	計	31件

相談分野別では、公共交通関係の相談が多く寄せられました。次いでサービス関係でした。母数が少ないので、一概には言えませんが、直接日常生活に関わる相談が多く寄せられるようになってきたように感じます。

R5年度 障害種別件数

内、障害が重複している件数 2件

R5年度 相談者別件数

障害種	件数	障害種	件数
聴覚障害	2件	精神障害	7件
視覚障害	2件	難病	2件
身体障害	12件	不明	3件
知的障害	5件	計	33件

相談者	件数	相談者	件数
当事者	22件	事業者	3件
家族	5件	不明	0件
支援者	1件	計	31件

当事者またはその家族からの相談が9割近くを占めています。

県政出張講座

3月21日に「身延山高等学校教職員研修会」、5月16日に「笛吹市自立支援協議会当事者・家族部会」からの要請を受けて、県政出張講座に出かけてきました。「身延山高等学校」では、合理的配慮の提供が義務化されるにあたり、学校として気を付けるべきことなどを中心に話しました。生徒、保護者、来校者など幅広い配慮が必要になってきます。きめ細かくマニュアルなどを整備していくことも必要ではないでしょうか。

また、「笛吹市自立支援協議会当事者・家族部会」では、合理的配慮の提供を得るために、まず自らが困っていることを申し出ることが第1段階であること、各々の理解や思いやりが共生社会につながっていくことを話しました。当事者の方や家族の方からご意見、感想をいただき、心のバリアフリーの大切さを改めて感じる事ができました。

「心のバリアフリーの推進」の出張講座ではありませんでしたが（他の講座の一部）、「山梨県身体障害者運転者の会」で10分程度 障害者差別解消法の改正点について話しました。昨年より出張講座で出かけることが増えていきます。更なる申し込みをお願いします。